

【 別紙 】

個人情報取扱特記事項

第1 基本的事項

協力事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この事業による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱わなければならない。

第2 秘密の保持

協力事業者は、この事業による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第3 使用者への周知

協力事業者は、その使用する者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第4 適正な管理

協力事業者は、この事業による業務に係る個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第5 収集の制限

協力事業者は、この事業による業務を処理するために個人情報を収集するときは、当該業務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

第6 目的外使用等の禁止

協力事業者は、広川町の指示又は承諾があるときを除き、この事業による業務に関して知り得た個人情報を当該業務を処理するため以外に使用し、又は第三者に引き渡してはならない。

第7 複写等の禁止

協力事業者は、広川町の指示又は承諾があるときを除き、この事業による業務を処理するために広川町から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第8 再委託の禁止

協力事業者は、この事業による業務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、広川町の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

第9 資料等の返還

協力事業者は、この事業による業務を処理するために広川町から提供された個人情報が記録された資料等を、この業務の終了後直ちに広川町に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、広川町が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

第10 事故発生時における報告

協力事業者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに広川町に報告し、広川町の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第11 広川町は、協力事業者が個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、協力企業の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。